

令和7年度ほどがや区民まつり 区民バザール出店者募集要項 (新規ご出店予定者用)

ほどがや区民まつりの概要

1 開催趣旨

- (1) 区民の「わがまち保土ケ谷」意識を育むとともに、地域の中でふれあいの輪を広げ、地域連帯意識の醸成を図る機会とするため、「ほどがや区民まつり」を開催します。
- (2) 区民が企画・運営し、区民が参加する『区民による区民のためのお祭り』とする。

2 区民バザール実施目的

会場内に、多くの区民が参加し、明るく楽しい交流のひとつを過ごせる場をつくるため、区民バザールを実施します。

来場者と共に楽しめる催し、飲食物の販売、団体の活動紹介やPRなど、出店者が「ほどがや区民まつり」の目的に即して趣向を凝らした企画によりブースを出店していただきます。

3 主 催

ほどがや区民まつり実行委員会

4 共 催

保土ケ谷区役所

5 開催日時

令和7年10月25日(土) 午前9時30分～午後3時

※当日小雨決行、荒天の場合は中止となり、翌日順延はありません。

【当日の開催可否の告知方法(予定)】

保土ケ谷区ホームページでお知らせします(午前7時より)
(アクセス方法は別途案内)

※ホームページでの確認が難しい場合は、横浜市コールセンターでもご案内します
電話番号 045-664-2525(午前8時より)

6 会 場

県立保土ケ谷公園(保土ケ谷区花見台4-2)

募集要件等

7 募集团体数

10団体程度（1団体1区画のみ）

※申込多数の場合には抽選とさせていただきます。

8 出店者の要件

次のいずれかの要件に該当し、かつ実行委員長が承認した団体

- （1）区民が組織する非営利団体
- （2）区内で活動している非営利団体
- （3）区内に施設を有する非営利団体
- （4）区内の商店街、同業者組合など企業や店によって組織される非営利団体
- （5）区内の官公庁
- （6）前各号に掲げる団体以外で、開催趣旨・目的を十分に理解し、かつ以下のどちらかの要件をみたす団体
 - ア 来場者等のための飲食物の販売を行うもの
 - イ 会場内の賑わい創出に資するサービスの提供を行うもの

※反社会的勢力関係者の出店はできません。

※政治・思想・宗教に関する出店はできません。

9 出店料

（1）料金

販売行為の有無に関わらず、1区画（テント）あたり

非営利団体・・・・・・・・・・10,000円

営利団体・・・・・・・・・・15,000円

※実行委員会企画事業として出店依頼したものについては、無料とします。

出店料は、各テントの備品に係る実費相当分のみご負担いただいています。

（2）追加料金

区画の仕様以外の設備の追加は、実費を請求させていただくことがあります。

（3）その他

- ア 出店料は、出店者説明会（9月下旬開催予定）の際に集金をさせていただきます。
- イ 参加申込後、参加団体の都合でキャンセルされた場合、出店料の返金はありません。
- ウ 荒天等により、主催者が中止した場合でも出店料の返還は行いません。
- エ 中止の場合、出店にかかる仕入れ費用等の経費補償は一切行いません。
- オ 来場者数の増減による売上等に対する補償は一切行いません。

申込について

10 申込方法・申込期限

(1) 申込方法

所定の申込書に記入の上、実行委員会事務局あて持参するか、郵送、メール、電子申請システムによりお申し込みください。FAXでも受け付けますが、必ず事務局に着信を確認してください。

申込期限は、令和7年8月8日（金）必着とさせていただきます。

期日経過後につきましては、特段の事情が無い限り受付いたしかねますのでご了承ください。

(2) 申込期限

出店内容により提出いただく資料がございます。下記の表をご参照いただき、提出漏れの無いようお願いいたします。

	出店申込書	出店内容説明書	行事開催届
飲食物取扱ブース	○(必ず提出)	○(必ず提出)	○(必ず提出)
それ以外のブース	○(必ず提出)	○(必ず提出)	×(提出不要)
提出期限	8月8日(金)必着		

(3) 注意事項

「出店内容説明書」の「出店内容詳細」は、当書類の「1 開催趣旨」および「2 区民バザール実施目的」を読み、主旨に沿った内容で具体的に記入をお願いします。特に、飲食物・物品の販売を行う団体は、記入した物以外は取り扱いできませんのでご注意ください。「出店内容説明書」と異なる出店が判明した場合は、来年度以降出店を見合わせるなどの対応を取らせていただく場合がございますので、ご注意ください。

11 出店者の決定（8月ごろ）

(1) 出店の可否は、「8 出店者の要件」の規定にもとづき決定します。

(2) 出店説明会（9月下旬開催予定）のご案内を8月中旬に発送いたします。こちらの案内をもって参加許可の確認とさせていただきます。

出店にあたっての留意事項

12 区画の基本仕様

(1) サイズ

1区画の広さは、間口3.6m（2間）、奥行き2.7m（1間半）です。

(2) 設備・附帯設備

1区画につき、テント1張（区画と同サイズ、横幕（三方幕）あり）、机（W1800×D450×H700）2卓、椅子(パイプイス)4脚を用意します。

なお、電源が必要な場合は各自でご用意ください。また、発電機等の使用は、他の出店者や来場者の迷惑にならないようにしてください。

(3) 臨時駐車場 駐車許可証など

車両の利用は1台のみとし、詳細は出店者説明会でご案内させていただきます。また、駐車許可証などを発行する場合、再発行は承れませんのでご了承ください。

13 搬入日時

原則は、開催当日の搬入となります。

車両は午前9時までには会場内から撤収してください。午前9時を過ぎてからの搬入は、安全確保のため認めません。

なお、搬入開始時間については、出店者説明会にてご案内いたします。

※ やむを得ず、前日の搬入を希望される場合は、必ず事前に事務局に申し出てください。

詳細については、出店者説明会にてご案内いたします。また、駐車料金が発生する可能性があります。

15 搬出日時

まつり終了後、本部の指示が出てから（午後3時30分以降の予定）車両を会場に乗り入れて搬出作業に着手してください。

16 注意事項など

(1) 会場内での車両通行

出店者説明会で説明する会場内の交通ルールを遵守してください。

(2) 物品等の管理

出店にかかる物品等の管理は、出店団体の責任で行ってください。

万が一前日搬入をする際は、夜間の警備は行いませんので、物品等の管理は各団体の責任において行ってください。盗難等に関して、主催者は一切責任を負いません。

(3) 食品提供にかかる管理

ア 火気や発電機等の取扱いにはくれぐれも注意してください。なお、火気や発電機等を取り扱う出店者は、横浜市火災予防条例にもとづき、1出店につき1本消火器の準備が必要となりますので、各団体でも消火器の準備をお願いします。

イ 食品取扱店は、行事開催届を必ず提出の上、区役所福祉保健センター生活衛生課の指示に従ってください。また、出店者説明会の際に行う講習を受けたうえ、食品の適正な管理を行ってください。

ウ 食品を提供する出店者は、各自で皿やコップ等をご用意ください。

エ 食品を提供する出店者は、必ず各自ポリタンク等に水を用意し、手洗いを励行してください。なお、流し台に手洗い用の洗剤を用意しますのでご利用ください。流し台で洗い物をする場合は残飯や油は絶対に流さないでください。

(4) ごみ処理

出店により発生したごみは、出店者の責任において、終了後に必ず全部持ち帰ってください。

(5) 横幕

すべてのテントに横幕を設置いたしますので、当日各団体で幕を下ろしてください。

(6) テント前の水撒き

テント周辺の砂ぼこり対策として、各自ポリバケツやペットボトル等に水を常備し、

必要に応じてテント前の水撒きを実施してください。なお、過剰に水を撒いた場合、土が泥状になることがありますので、ご注意ください。

(7) その他

ア 販売開始時間までは絶対に販売は行わないでください。具体的な開始時間については、出店者説明会にてご案内いたします。

イ 飲食物や物品を販売する場合、来場者に誤解を与えるようなことのないよう、表示、価格設定等を適正に行ってください。また、抽選等を行う場合も、誤解を招くことのないよう、公正に行ってください。

ウ 飲食物や物品を販売する出店者で区民まつり開催時間中に完売した場合、「完売」等の張り紙を掲示のうえ本部に報告してください。

エ 開催時間中は、完売した場合でもテントに従事者がいるようにし、撤収は区民まつり終了後に行うこととし、本部の指示に従ってください。

オ その他、神奈川県都市公園条例ほかの関係法令、出店者説明会での説明事項及び主催者の指示にしたがってください。

カ 神奈川県都市公園条例の制限行為に該当する「募金、署名運動」は、出店団体ごとの実施を原則禁止とさせていただきます。

キ 注意事項をお守りいただけない場合には、来年度以降出店を見合わせるなどの対応を取らせていただく場合がございますので、ご注意ください。

16 全体レイアウト及び出店位置の決定（9月ごろ）

主催者が決定し、出店者説明会にて発表（予定）します。

17 申込及び問合せ先

ほ도가や区民まつり実行委員会事務局（保土ケ谷区役所 地域振興課 地域活動係内）

〒240-0001 保土ケ谷区川辺町 2 - 9

TEL : 3 3 4 - 6 3 0 2 FAX : 3 3 2 - 7 4 0 9

Email : ho-matsuri@city.yokohama.lg.jp